

令和8年2月5日

弁護士法人せいわ法律事務所(名古屋市中区)では、以下の要領にて、スプリングクラークを募集致します。

応募資格	80期司法修習(令和8年司法試験受験)予定者
プログラム内容	法律相談への同席、各種リーガルリサーチ、文書作成補助、弁護士業務補助、事例検討など
実施期間	① 令和8年3月2日～3月6日 ② 令和8年3月9日～3月13日 ③ 令和8年3月23日～3月27日
研修時間	各日 午前10時から午後6時まで(うち昼食休憩1時間)
募集人数	各日程 1名～2名
手当等	1日あたり2万円及び通所交通費実費(1日あたり上限片道3000円)を支給します。 なお、宿泊費、現住所からクラーク期間中の通所元への移動費用等は支給しません。
場所	弁護士法人せいわ法律事務所 (所在地)名古屋市中区丸の内二丁目12番13号 丸の内プラザビル4階 (アクセス)名古屋市営地下鉄桜通線・鶴舞線「丸の内」駅4番出口から徒歩5分
応募方法 お問い合わせ	実施期間①～③の内、参加希望日程と、次の書類等を以下のメールアドレスに添付してお送りください。 (件名は「スプリングクラーク申込み」としてください) (1)履歴書(顔写真付き。その他の形式は自由) (2)予備試験合格者の場合:予備試験の成績通知書のPDFデータ (3)成績証明書のPDFデータ (4)課題(「選考方法」参照) (宛先) info@seiwa-lawfirm.com (採用担当宛) ※本クラークについての問い合わせも、上記アドレスまでメールにてお願いします。
応募期限	令和8年2月20日(金) 応募期間中であっても、合格者が規定数に達した場合には、打ち切らせていただきます。
選考方法	書類選考:書類審査(別添レポート)
選考結果の 通知方法	書類選考の上、合格した方々には、1週間以内にメールにて選考結果を通知します。
事務所概要	名古屋を拠点として、関東エリアを含む全国を対象に業務を行っています。メイン業務は、上場企業から地元中小企業までビジネスモデルにまで踏み込んだ企業法務や人事労務対応を行っています。特に Resgent (リスジェント) という名称で、退職勧奨代理業務(はやりの退職代行の真逆です。)を積極的に行っているのが特色です。当事務所の弁護士が執筆した【「円満退職請負人」が教える!全員が幸せになる「トラブルなし」で問題社員に1ヶ月で辞めてもらう方法】という本もありますので、興味ある方はご一読ください(https://www.shoeisha.co.jp/book/detail/9784798187785)。また、弁護士業務ビジネスである以上、収益をどのように上げていくのかという点についても積極的に指導しています。今後、弁護士として活動していく上でどのように稼いでいくのか考えてみたいという方には有益な話ができるかと思えます。

※個人情報の取り扱い

応募書類等から当事務所が取得した個人情報は、選考手続、採否に関するご連絡及び研修採用に関する運営・実施その他当事務所の業務運営の目的としてのみ利用し、他の目的で利用することはありません。

なお、提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

<設問>

弁護士であるあなたは顧問先の社長さんからメールで相談を受けました。以下のメールを確認のうえ、顧問先の社長さんに返信する文案を作成してください。

仕事として弁護士業を行うからには、受任して報酬をもらわなければ生きていけません。その反面、相談者の経済的メリット・デメリットを無視して受任しようとする、相談者からの信頼を失いかねません。受任の可否、法的見解、事件の見通し、進行等も含めて回答してください。

弁護士費用は、任意交渉・訴訟（第一審を含む）で着手金30万円、報酬金は経済的利益の18%、強制執行については別途委任契約（別途費用が発生）が必要になります。

なお、本件を受任するように案内する、受任しないように案内するという結論で、可否には影響がないものとします。

令和8年1月20日

●●先生

いつもお世話になっております。

A株式会社の石橋です。

今回は会社のことでなく、個人のことで相談させていただきます。

私個人として私の友人である森田に100万円を貸しました。

契約書はちゃんと作っていますので添付します。

11月までは支払われていたのですが、12月末の支払いがありませんでした。

絶対に返すからと言われて、貸してあげたのに、返済が滞って納得ができません。森田のインスタグラムを見ても、夜な夜な飲み歩いて、遊んでいる様子が投稿されています。それなのに私からの連絡はすべて無視しており、とても腹が立ちます。

このまま森田がのうのうと過ごしているのは納得できないので、森田から金を回収したいです。先生にお願いすることはできますでしょうか。また、費用はどのくらいかかりますか。

ご連絡お待ちしております。

甲株式会社

石橋侑三

添付資料

金銭消費貸借契約書

石橋侑三（以下、「甲」という）と森田翔太郎（以下、「乙」という）は、以下のとおり合意する。

- 1 甲は、乙に対し、本日、100万円を貸渡し、乙はこれを借り受けた。
- 2 乙は、前項の金員を毎月5万円ずつ、令和7年4月から令和8年11月まで毎月末日限り、甲の指定する口座に振込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。
- 3 乙が、前項の返済を2回以上怠り、その滞納額が10万円に達したときは、乙は期限の利益を当然に失い、第1項の金員から前項による既払金を控除した残額を直ちに支払う。

令和7年3月10日

甲：石橋侑三 ⑩

乙：森田翔太郎 ⑩

(※署名捺印がなされているものとする)